

福祉国家の目標をめぐる今日的議論： 現代シティズンシップ論からの示唆

坏 洋 一

I はじめに

福祉国家の新たな目標や代案（ポスト福祉国家像）をめぐって、これまで様々な議論が提起されてきた。代表的なものとしては、社会的包摂〔宮本（2013）〕、社会的投資国家〔Giddens（1994=2002）〕、財産所有デモクラシー〔Rawls（2001=2004）〕、ベーシックインカム〔Van Parijs（1995=2009）〕などがあげられる〔坏（2012）〕。本稿でとりあげたシティズンシップは、こうした多彩な議論の底流をなす基礎概念であり、福祉国家研究に限らず人文社会科学を横断する主題として多くの研究が積み重ねられてきた。¹⁾

本稿の目的は、福祉国家の目標をめぐる今日的議論に、現代シティズンシップ論の展開からいかなる示唆が得られるかを検討することにある。ここでいう現代シティズンシップ論とは、T.H.マーシャル流の近代的（自由主義的）なシティズンシップの考え方を、その前提もろとも洗い直して乗り越えようとする議論を意味する。

本稿が立てた問いは次の二つである。現代シティズンシップ論は何を求めて何をどう論じているのか。それは福祉国家がどのような目標を果たすことを期待しているのか。本稿では前者の問いへの応答にほとんどの紙幅を費やした（その要約は表3）。後者の問いについては、現代シティズンシップ論が福祉国家の目標に関してどのような「論じ方」を迫っているのかについて試論を示すことで、間接的な応答に終始した。

II 福祉国家のなかのシティズンシップ

1 福祉国家とシティズンシップ

第二次世界大戦後の冷戦体制のもと、西側諸国では東側諸国への対抗を意識しつつ「福祉国家の建設」が国家目標として掲げられた。戦後復興と経済成長によって1960年代に西欧福祉国家は「黄金期」を迎えた。その後、1970年代には古典的（ケインズ=ベヴァリッジ型）福祉国家モデルが「危機」に陥ったとする認識が広まり、その克服のための「再編」が模索された。冷戦終結後には、経済のグローバル化と脱工業化そして社会・文化の脱近代化をうけ、福祉国家の再編圧力がいっそう強まった〔Pierson（2006）〕。こうして福祉国家は、わずか半世紀の間に目指すべき目標から見直しの対象へと移り変わっていった。²⁾

財政赤字、官僚的硬直性、福祉依存といった内在的課題を克服するために、1970年代以降、英語圏の国々を中心に「新自由主義」の考え方に基づく改革・再編が進められた。一連の改革は公的福祉供給の効率化や合理化には功を奏したものの、福祉国家の「理念」としての社会的シティズンシップを蝕み、貧困・格差・不平等を拡大させていった。それに対するリアクションとして、英国では1997年に政権交代を果たしたブレア労働党政権が、旧来の社会民主主義でも新自由主義でもない「第三の道」を標榜し、グローバル化や脱工業化といった時代状況を見据えた福祉国家の見直し策を打ち出した。「第三の道」と新自由主義はいずれも、福祉国家の見直しにあたってシティズン

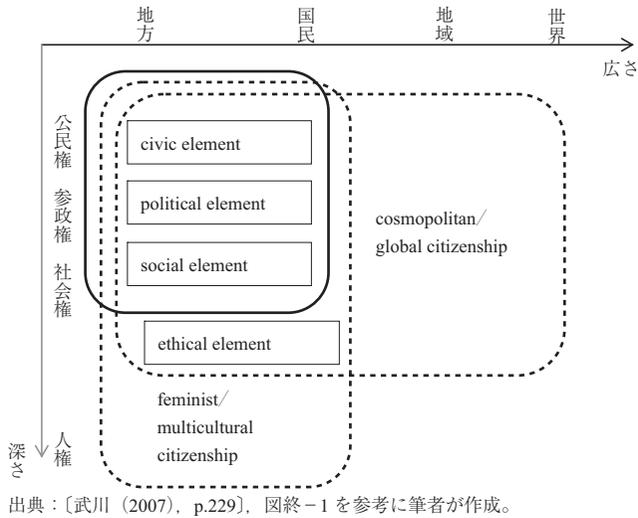


図1 シティズンシップの広さと深さ

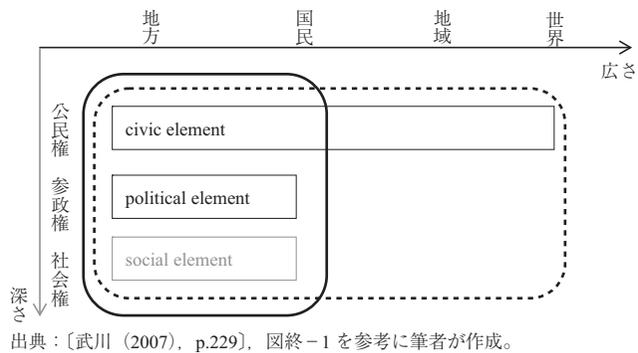


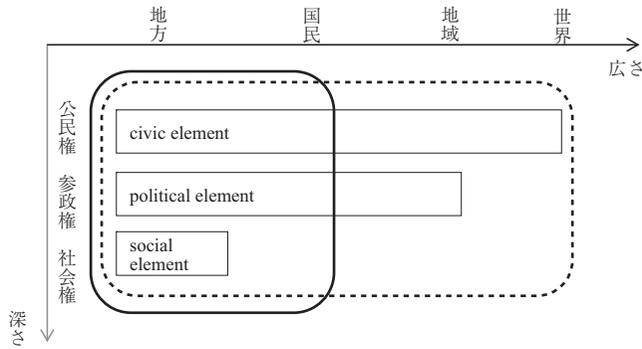
図2 新自由主義のシティズンシップ

シップの再定義に取り組んでいった〔Lister (2003), p.19; 亀山 (2007), p.83; 亀山 (2012), pp.40-44〕。³⁾

シティズンシップには、権利や義務が積み重なっていく「深さ」の次元にくわえ、それが及ぶ範囲が拡大していく「広さ」の次元を見いだすことができる〔武川 (2007), p.218〕。理論的にいえば、図1に示したように、その「広さ」は世界や地球全体にまで及び、「深さ」は人間としての権利や義務にまで及びうる。実際、「広さ」の次元では国境を越えたシティズンシップが構想され、「深さ」の次元では、国民の権利と義務はもとより、移

民・難民、二重国籍者、文化的少数派の人々の地位をも視野に収めた（差異のある多層的な）シティズンシップが構想されてきた〔Kivisto & Faist (2007), pp.102-104〕。

マーシャル流の近代的シティズンシップは、「広さ」は国民国家、「深さ」は公民権・参政権・社会権の三層に及ぶものであった（図1~3の実線部分）。これに対して、新自由主義のシティズンシップ論では、市民の義務と責任（生活困窮者の就労義務や離婚後の養育責任など）の強調によって、権利面での社会的要素が軽視され、公民的（市場的）要素のグローバルな広がり重視され



出典：〔武川（2007），p.229〕，図終-1を参考に筆者が作成。

図3 「第三の道」のシティズンシップ

る一方で、政治的要素は国民国家に限定された(図2)。また「第三の道」のシティズンシップ論では、公民的(市場的)要素については新自由主義と同様にグローバルな広がり重視され、政治的要素はトランスナショナルな領域(EU)に及んでいる一方で、無業・失業の状態にある市民が求職活動・職業訓練等に参加する義務を強調することで権利・権原の面での社会的要素が狭められた(図3)。

以上のように、新自由主義と「第三の道」はいずれも社会的要素を限定・変容させつつ公民的(市場的)要素の拡大を図ることで、経済のグローバル化に適合的なシティズンシップを打ち出していった。英国におけるこうした政策基調の転換は、シティズンシップが「広さ」と「深さ」の両次元で変容を迫られてきたことを物語っている。以下では、マーシャルの議論を確認したうえで、そうした変容を背景にしたシティズンシップの現代的諸構想に目を転じることにする。

2 マーシャルのシティズンシップ論

マーシャルの『シティズンシップと社会階級』〔Marshall & Bottomore (1992=1993)〕は、シティズンシップ論の古典とされ、その現代的意義をめぐって検証が加えられてきた〔Bulmer & Rees (1996)〕。同論文でマーシャルはシティズンシップを次のように定義している。⁴⁾

「シティズンシップとは、ある共同体の完全な

メンバーに与えられる地位である。この地位にあずかる者はすべて、地位が付与する権利と義務に関しては平等である。そうした権利や義務がどのようなものになるかを決定する普遍的な原理は存在しない。そうであっても、シティズンシップが制度として発展しつつある社会は、シティズンシップの理想像を創りだす。そして、この理想像に照らして達成度を測ったり、それに向けて願望を抱いたりすることが可能になる。このようにして敷かれた道を進んでいこうとする衝動こそが、平等をより完全なものにし、地位をかたちづくる成分を豊かにし、そうした地位にあずかる人々を増やしていくよう駆り立てていくのである。』〔Marshall & Bottomore (1992=1993), p.18=pp.37-38, 訳は一部改めた〕

マーシャルの自由主義的な議論は、社会的シティズンシップの「理念」によって福祉国家を正当化する理論として支持を集めた。⁵⁾しかしながら、その議論に対しては多くの批判がなされた。⁶⁾ともあれ、こうした批判が意味しているのは、その影響力の大きさであり、マーシャルの議論が「自由主義的な様式のシティズンシップに関する私たちの理解に、払拭しがたい印象を与えた」〔Heater (1999=2002), p.24=p.44〕ことは衆目の一致するところであろう。

資本制がもたらす階級不平等と民主制がもたらそうとする政治的平等とが福祉国家によって「和解」ないし「両立」可能だというのが、マーシャ

表1 近代的シティズンシップの問題点とその解決策

問題点	解決策
賃労働の特権化 福祉供給と連動する形で「賃労働」による貢献が特権化されているため、労働市場から排除されがちな人々（女性・失業者・障害者等）の社会的シティズンシップが脅かされている。	市民所得の導入 労働と福祉の連動を断ち切るために「市民所得」や「参加所得」を導入し、無条件に、または賃労働以外の多様な貢献を条件に、社会的シティズンシップの普遍的な保障と実質化をはかる。
個人中心の権利 自由主義的な発想が支配的な影響力をもつなかで、個人的権利ばかりが強調されるとともに、多数派の規範・属性が普遍性を僭称している。	集団の権利の保障 多数派が支配する文化のもので、少数派の人々が不利や差別を被ったり、その声や必要を抑圧・無視・軽視されたりしないようにするために、集団じたいの権利を保障する。
同一化された普遍主義 個別的で特殊な利害関心を乗り越えないかぎり、普遍的な利害関心は成立しないと想定されている。	差異化された普遍主義 階級・ジェンダー・エスニシティ・障害等の差異に基づく個別的で特殊な利害関心や必要を、普遍的なシティズンシップの共有と保障を基盤にして承認し充足する。

出典：〔Dwyer (2010), pp.207-212〕をもとに筆者が作成。

ルをはじめとする当時の社会的自由主義者たちに共通する楽観的な見通しであった。しかし、マーシャル自身も十分に認識していたように、社会的権利の拡大が資本主義とは本質的に「敵対関係」にあることに変わりはない〔金田 (2000), p.136〕。コンセンサスを基調とした戦後福祉国家について、しばしば「マーシャル的妥協」という表現がなされるが、それは福祉国家がこうした敵対関係を、一時的に目立たないものにしたことをさしている。だがこの敵対関係は、その後の福祉国家の「危機」を契機として再び表面化していった。

3 再政治化するシティズンシップ

再び「政治化」をとげたシティズンシップのあり方をめぐって、伝統的な左派と右派に限らず種々の政治的視座が主張を展開していった。⁷⁾重要なことは、この再政治化における「政治」には、「再分配の政治」のみならず「承認の政治」や「代表＝表象の政治」をも含まれるという点である〔Fraser (2008=2013)〕。貧困・社会的排除や性的少数派の不利など、各種の経済的かつ文化的な不正義を克服しようとする議論と社会運動は、戦後福祉国家への異議申し立てであるとともに、そのオルタナティブの模索でもあった。

このように、福祉国家とシティズンシップは、それが前提としてきた近代主義的な諸前提を含めて、各種の政治的視座や理論による根底的な批判の矢面にたたされた。そして現在では、自由主義

的シティズンシップの何を捨てて何を残し、何をどう転換させていくかが問われている。そうした問い直しは、上記のようなイデオロギー的な異議申し立てよりもむしろ、グローバル化・脱工業化・脱近代化にともなう働き方と暮らし方の変化やリスク構造の転換に起因する新たな社会問題への対応という喫緊の課題を反映したものといえよう。

では、こうした課題への応答をめぐり、シティズンシップのあり方についてどのような議論が提起されたのだろうか。ダウヤーは、「均質的な社会」を前提とした近代的シティズンシップがはらむ問題点と、これに対する解決策とを概観している〔Dwyer (2010), pp.207-212〕。その議論をまとめると表1のようになる。⁸⁾

1990年代以降、以上のような問題点の克服をめざして、多様な視座から新しいシティズンシップ論が提起されていった。以下では、シティズンシップをめぐる現代的潮流のうち、フェミニズムとコスモポリタニズムの視座による議論に焦点をあてた。その理由は、前者は「深さ」の次元に、後者は「広さ」の次元に着目して、近代的シティズンシップを批判し克服しようとする議論の典型とみなせるからである。これらを含む現代のシティズンシップ論は、シティズンシップの自由主義的解釈と市民共和主義的解釈という「二つの伝統」を源流としている〔Heater (1999=2002)〕。それゆえ次節では、まずこの伝統を確認する。

Ⅲ 現代シティズンシップ論の概要：フェミニストとコスモポリタンの議論を中心に

1 現代シティズンシップ論の源流

シティズンシップに関する現代の多種多様な思考法の「源流」となっているこの二つの伝統を、岡野八代は「厚みのあるシティズンシップ論」と「希薄なシティズンシップ論」と呼び、その骨子を表2のように整理している。岡野の議論をもとに両者の概要をまとめておく〔岡野（2009），pp.28-36〕。なお、以下の記述は拙稿〔坏（2012），pp.190-191〕と重複する。

市民共和主義のシティズンシップ論は、古代ギリシアの都市国家や共和制ローマを起源とする伝統的なシティズンシップの考え方である。その特徴は、共同体の成員＝市民としての特権と結びついた義務と責任（軍務・納税・政治参加など）の遂行を重視する点にあり、そうした実践を通じて人々は自由かつ有徳の「市民」になっていくとされる。市民として共同体のために「何をなすか」という実践に重きが置かれているという意味で、市民共和主義のシティズンシップ論は、「能動的」な性質をもつ。ただし、古代ローマにおいてこうしたシティズンシップのあり方が重視されていたのは共和制の時代までであり、帝国時代になると、有徳な市民の育成を目的とした実践的性格が薄れ、シティズンシップは統合や平和維持をねらって被征服者に与えられる「法的地位」へと変容し、近代的理解に近接していった。このように、市民共和主義の考え方においては、市民の生き方や人生の目標について内容豊富な特定の想定がなされている。それゆえ岡野は、市民共和主義のシティズンシップ論を「厚みのあるthick」と形容するのである。

これに対して、自由主義的シティズンシップは、17世紀後半に登場した近代的な考え方であり、「人は生まれながらにして自由かつ平等である」という自然権の思想に基づいている。ホブズやロックに由来する近代の社会契約論では、自然状態における自由で平等な個人どうしの争いは

不可避とみなされ、争いを調停し自然権を保護するための「必要悪」として、国家が「契約」によって設立されていくと仮定される。個人々から自然権を（仮想的な）契約を通じて委ねられた国家には、市民の権利を法によって尊重することが求められる。そして、そうした権利と、それによって法的・形式的に保障された「平等な地位」こそが、シティズンシップであると理解されていく。こうした理解に依拠する自由主義的な考え方では、シティズンシップが国家によって尊重される個人の法的な地位として位置づけられていった。その意味で、自由主義的シティズンシップは「受動的」な性質をもつ。このように、自由主義の考え方は「正」、すなわち形式的な地位やルールを重視しつつ、個人の選択・選好、多様な価値観、自己利益の追求（私的な幸福追求）が尊重されるため、特定の市民の生き方や人生の目標（個人々の「善」）が優越することはない。それゆえ岡野は、自由主義的シティズンシップ論を「希薄なthin」と形容するのである。

しかしながら、「善」の多様性と「正」の優位を主張する自由主義的シティズンシップにとっても、市民的徳性は不可欠だとする議論もある〔Kymlicka（2002=2005）〕。ともあれそれは、W.キムリッカによれば、決して共和主義が重視するような市民的徳性ではないという。なぜならそれは、結局のところ「善き生」をめぐる単一の構想を特権化してしまうため、自由主義には馴染まないからだとされる。キムリッカは、自由主義に馴染むのは「道具的」な徳性であるとし、それがどのようなものかを探っていく。そのなかでキムリッカは「政治的徳性」と「社会的徳性」を区別する。前者は、政治に参加したり政治を批判したりする態度であり、「国家」が機能するうえで欠かせない徳性（「公共的理性」）である。後者は、周囲の他者に危害を加えない態度であり、「市民社会」が機能するうえで欠かせない徳性である〔Kymlicka（2002=2005），p.300=p.437〕。後者をキムリッカは「市民性civility」の徳と呼んでいるが、これはヘイトスピーチや各種ハラスメントの規制のように、法で強制できる範囲は限られているが、政治生活

表2 シティズンシップ論の二つの伝統

	希薄なシティズンシップ論 (自由主義的・近代的)	厚みのあるシティズンシップ論 (共和主義的・古典的)
議論の特徴	権利の重視	権利と義務(責務)の相互関係の重視
議論の内容	市民の権利とは何か	市民としての実践とは何か
実践形態	消極的/受動的	積極的/能動的
共同体	必要悪としての国家 (強制力の担保)	善き生活の基盤としての政治的共同体 (必ずしも国家である必要はない)
地位	純粋に公的な地位	公的にも私的にも浸透している地位
個人像	独立的な個人	相互依存的な諸個人
自由	選択を通じた自由	市民的徳の実践としての自由
成員資格	法的に権利として規定	道徳的価値によって規定

出典：〔岡野（2009），p.52〕。ただし「リベラル」を「自由主義的」に、「リパブリカン」を「共和主義的」に変更した。

における公共的理性とともに、自由主義的シティズンシップの本質をなす（道具的な）徳性であるとしている（「シヴィリティ」については後述する）。なお、キムリッカが主唱する「多文化主義・集団別権利論」もまた、自由主義的シティズンシップに対抗する視座の一つであり、その概要は表1の「集団的権利の保障」に記してある。では次に、上述の「厚みのあるシティズンシップ」を重視する現代的潮流としてフェミニズムとコスモポリタンのシティズンシップ論を概観してみたい。

2 フェミニスト・シティズンシップ論

フェミニストのシティズンシップ論というと、自由主義的シティズンシップのもとで「二級市民」の扱いをうけてきた女性の地位を向上させ、男性と同等の「一級市民」へと引き上げようとする議論である、と思われるかもしれない。しかしシティズンシップを論じるフェミニストたちは、男女の同権化を求める以前に、そうした市民の序列化（男性の特権化）をもたらす深層構造に疑いの目を向ける。そして、自由主義的シティズンシップとその諸前提がはらんでいる種々の歪みを批判しながら、それに代わるより民主的なシティズンシップのあり方を模索してきた〔Lister（2003）；衛藤（2003・2004）；堅田（2009）；有賀（2011）〕。

現代フェミニズム理論の中心的なねらいは、「男性/女性」という二分法が、公的/私的、普遍/特殊、国家/家庭、政治/生活、生産/再生産、理性/感情、自立/依存、といった種々の二分法

と連動していることと、そうした二分法の前者の優位性を支えるために後者が劣位に置かれていることに、人々の目を開かせることにあるといえる。そのうえで、優劣をもたらす二分法じたいの曖昧さと無根拠性を暴露するとともに、その二元論が抑圧を生まないような政治・経済・社会・文化のあり方を模索しているのである（これらの二分法を支えている自由主義言説に関する脱構築論的分析として〔岡野（2012），pp.100-103〕を参照）。こうしたねらいをもつ議論において、市民の地位や実践のあり方を一挙に問題化するシティズンシップが重要な主題とされるのは当然であるといえよう。

衛藤幹子はフェミニスト・シティズンシップ論を次の三つに大別している〔衛藤（2003）：26〕。その一つは、S.ラディック〔Ruddick（1989）〕ら「女性的な価値」を賞揚する母性主義者の議論である。もう一つは、C.ムフ〔Mouffe（1993=1998）〕ら「ジェンダーに中立的な」シティズンシップを主張する議論である。そして最後は、C.ペイトマン〔Pateman（1989=2014）〕ら「ジェンダーによって異なった」シティズンシップを主張する議論である。⁹⁾

このように、「フェミニスト・シティズンシップ論」は決して一枚岩の議論ではない。むしろ一枚岩ではないがゆえに、シティズンシップ論に対して多くの貢献を果たし得たともいえる。なかでも突出した貢献は、自由主義的シティズンシップが体現する「普遍性」が偽りのものであることを暴き出した点に見いだせる。なぜその「普遍性」

が偽りかといえ、それは、自由主義的シティズンシップが、主流・多数派の人々（支配的な文化に根ざす健全の成年の異性愛の有職の有配偶者の男性の国民）を「公的領域」における暗黙の前提や標準とすることで、それに当てはまらない傍流・少数派の人々（女性に限らない）の存在と利害関心を「私的領域」へと排除・周辺化しつつ脱政治化し、その政治・社会参加や自己実現を妨げてきたからである〔衛藤（2003）、pp.24-26；岡野（2009）、p.185〕。

そうした批判は、シティズンシップ論の発展にとって重大な貢献といえるものの、偽りなき真正の「普遍性」を備えたシティズンシップとは何かをめぐっては、上述のように競合する様々な見解が並び立っている。この論争状況は、「平等か差異か」というフェミニズムを悩ませ続けているジレンマにどう応答するかという問題の延長上にある〔衛藤（2003）、p.29；岡野（2009）、pp.177-182〕。

現在、女性だけでなく万人に共通する事柄である「ケア」「依存」「必要」「脆弱性」が、フェミニズムをはじめとする社会理論や規範理論の関心事となっている〔Kittay（1999=2010）；Fineman（2004=2009）〕。これらの論点をめぐる議論は、国家と市民との契約関係ではなく、あくまで市民と市民との共感に基づく応答的な関係に立脚するシティズンシップ論をもたらしめている〔岡野（2012）；Mackenzie, et.al.（2014）〕。このケア倫理的なシティズンシップ論を、母性主義者のそれとは区別して上記の分類に加えることができる。いずれにしても、フェミニスト・シティズンシップ論は進行中の議論であり、「自由であるべき個人が等しく尊重される社会を築くためのシティズンシップとはどのようなものであるべきか」〔岡野（2009）、p.113〕を考え続けようとするなら、その研究動向を注視していかねばならないだろう。

3 グローバル・シティズンシップ論

現代では多くの人々がグローバル化の影響を被っており、その関心も視野もグローバルな広がりを見せている。グローバル化が、「四海兄弟」「人類愛」のごとき地球市民的（コスモポリタン）

な意識を高めたことは決して否定し得ない。それでも、他国の貧困は自国の貧困と同列であると本気で信じている人は、現在でも多数派とはいえない。そうしたなかにあつて、20世紀にはシティズンシップがローカルなものからナショナルなものへと拡大したように、21世紀にはナショナルなものからグローバルなものへと拡大していく、といった単純な見通しはあまり説得力をもちえないだろう。だが、こうした現実を尻目に、そのような拡大の可能性や必要性をめぐる議論が着々と積み上げられてきた〔Heater（1992=2002）；Delanty（2000=2004）；山田（2010）〕。

グローバル・シティズンシップ論とは、近代以降においては国民国家に閉ざされ、もっぱら国民の「地位」として捉えられてきたシティズンシップを、脱領土的な「実践」とそれを支える「倫理」を重視しながら、グローバルな次元で再概念化していこうとする言説群であるといえる。それは「グローバル市民」の地位（権利・義務）と条件（意識・倫理・実践）のあり方を考える議論であるともいえよう。グローバル市民とは、国境を越えて人道支援や環境保護のために活動する国際NGOのメンバーや多国籍企業の従業員といった人々ばかりでない。多様な人種や国籍の人々が入り乱れる国際都市の住人や、地球市民的意識をもって思考し行動している人々もまた、グローバル市民の候補といえる〔山田（2010）〕。そうした市民たちがグローバルな市民社会を創出していくのだとすれば、かれらは互いの異質性をどのように受けとめ、共生のためにどのような態度や行動規範そして倫理を身につけることが期待されるのか。そのようなグローバルな次元で「市民であること／市民になること」はどのようなことなのかを考えるのが、グローバル・シティズンシップ論の目的といえるだろう。

山田竜作によるグローバル・シティズンシップ論の整理と議論は、この主題について私たちが何をどのように考えていけばよいのかを教えてくれる〔山田（2010）〕。以下、そのエッセンスを抽出してみたい。複雑な議論の整理をふまえて山田が応答しているのは、地球時代の「市民性」とはい

かなるものか、という問いである。山田は、この「市民性」という概念を深掘りし、日本語では「市民(的)」と訳される「シヴィック」と「シヴィル」が区別可能な概念であり、前者は利己主義や個人主義とは相容れない共和主義的な行為主体像を含意し、後者は「文明的」という意味を含んでいることを確認する。そのうえで、この「市民性」(シヴィリティ)とは、「野蛮性や暴力性を克服し、洗練されたマナーを身につけ、他者に対しては礼儀正しく振る舞う」ような態度であり、異質な他者と共存する「作法」であると指摘する〔山田(2010), pp.262-264〕。上述のようにキムリッカは、この「シヴィリティ」を市民社会が機能するうえで欠かせない「道具的」な徳性とみなしていたことを想起してほしい。

こうして山田は、地球時代の市民性が、「シティズンシップ」と「シヴィリティ」とが重なり合ったものであり、すぐれて「実践」的な概念であることを示唆する。つまりそれは、自由主義的シティズンシップとは異なり、固定的な帰属やメンバーシップではなく、複合的で多層的な共同体のもとで展開される個人の「社会的実践」として捉えられる、ということである〔同上, pp.269-270〕。

山田の議論は多くのことを教えてくれるが、その議論からは次のような大きな道筋を描くことができるように思われる。それは、近代において「人間」は「国民化」を通じて「市民」になったが、後期近代のグローバル化による「脱国民化」を通じて「市民」は再び「人間」になろうとしている、という道筋である。¹⁰⁾

とはいえ、それは決して単なる先祖返りではない。ではどういふ変化なのか。マーシャルが論じた自由主義的シティズンシップは、国民国家における領土的な「資本主義のシヴィライゼーション(文明化)」を企図するものであった〔Dwyer(2010), p.39〕。これに類比させていえば、山田が教示するグローバル・シティズンシップは、脱領土的な「市民のシヴィライゼーション」を企図しているといえよう。世界が野蛮と暴力へと退行するかのような出来事が頻発し、グローバルな倫理や正義〔Singer(2002=2005);伊藤(2010);内藤・

岡野(2013)〕が求められるなかで、そうした企図のもつ重みは増すばかりである。¹¹⁾

IV 現代シティズンシップ論からの示唆：福祉国家の目標を再検討するために

1 現代シティズンシップ論における強調点の変化

ここまでの議論をまとめてみたい。前節の検討からは、現代シティズンシップ論のもとで、様々な強調点の変化がみられることが了解されたはずである。それは、シティズンシップの「徳倫理的(市民共和主義的)転回」とでもいふべき変化であって、スローガン風にいえば「地位から実践へ」「権利から義務へ」「法から倫理へ」「縦の関係から横の関係へ」と表現できる(徳倫理学については〔Russell(2013=2015)〕を参照)。

このなかでとくに重要と思われるのは「縦の関係から横の関係へ」という強調点の変化である。これは、自由主義的な考え方のもとでは、シティズンシップが社会契約論的な「国家と市民の関係」として捉えられていたのに対し、現代シティズンシップ論のもとでは、非契約論的な「市民と市民の関係」が重視されるようになった、ということである。このことは、これまで支配的であった「国民国家」のシティズンシップが脱中心化され、いっそうローカルなレベルからグローバルなレベルまでも含んだ「市民社会」のシティズンシップが期待されるようになったことを示唆している。なお、「法から倫理へ」という強調点の変化も、その延長にある。市民が、「法的地位」に付随する諸権利の保有者だけではなく、(とくに市民どうしの)義務や責任のエージェントとしても期待されることで、シティズンシップはそうした義務や責任をもたらす何らかの「倫理的要素」(公的・私的な徳とシビリティ、家族的責任、ケア倫理、環境倫理、勤労倫理など)をはらむべき／はらみうるものが強調されるようになった、ということである。

総じていえば、こうした強調点の変化は、「市民であること」の条件だけでなく、「市民になるため

表3 現代シティズンシップ論：従来のシティズンシップに対する批判・超克の視座

批判の視座	批判の対象と理由	支持するC	支持する「新しい福祉」
新自由主義	社会的Cは市民の勤労義務や家族責任を軽視させ、福祉依存を生じさせる。	市場的・能動的C	ワークフェア、個人の経済的福祉
第三の道	社会的Cは市民を受動化させるとともに、義務や責任の遂行に必要な支援を欠いている。	市場的・能動的C	スプリングボード、積極的福祉、社会的投資 [Giddens (1994=2002)]
市民共和主義	自由主義的Cは政治と倫理を分離し、共同体への義務と共通善を軽視する。また、義務や貢献を軽視する社会的Cは従属的臣民を生みだす。	能動的C	政治・社会参加の促進、義務遂行と徳・卓越の条件保障による市民の能動化 [塩谷谷 (2002)]
多文化主義	自由主義的Cは、特定の属性や文化を「正常」とみなし、国民統合（単一で共通の国民的アイデンティティや文化の形成）を促進することで、人種・ジェンダー・性志向・信仰等の差異に基づく少数派の抑圧・隔離・周辺化・同化を迫る。	差異化された多文化C（集団別権利）	文化的な多様性・差異・アイデンティティの承認（アフターマティブアクション、多文化教育、ヘイトスピーチ規制など） [Kymlicka & Norman (2000)；施 (2007)]
フェミニズム	自由主義的Cは、女性を二級市民とみなし、ケア・依存・必要・差異を私事化するとともに、私的領域を脱政治化し、「普遍性」を僭称する公的領域に政治を限定する。	フェミニストC（差異に敏感な民主的C）	自立的個人を特権化せず、男女が依存・ケアすること／されることを権利として保障する福祉 [Lister (2003)]
コスモポリタニズム	ナショナルなCは、政治的共同体として国家を前提とするため、超国家的で地球規模の不正義に対処できず、グローバルな市民性にかかれていない。	コスモポリタンC（複合的C）	グローバルな税制と分配的正義 [伊藤 (2010)]
環境主義	契約論的な自由主義的Cは領土に依拠するが、環境破壊は非領土的な課題であり、その影響は空間的にも時間的にも非対称的である。それゆえ義務と責任もまた非契約的・非互恵的である。	エコロジカルC	環境問題を重視したC教育 [Dobson (2003=2006)]、脱生産主義的福祉としてのエコ・ウェルフェア [Fitzpatrick (2003)]

出典：筆者作成。Cはシティズンシップの略。

の条件」が問われるようになった、ということを示している。自由主義的シティズンシップのもとでは、「市民であるための条件」として、もっぱら市民がいかなる「地位」（とくに付随する権利・権原）を享受すべきかが問われてきた。これに対して、現代シティズンシップ論のもとでは、「市民になるための条件」として、人々がいかなる徳性や資質を陶冶し、どのような義務や責任を実践すべきかが問われているのである。

2 現代シティズンシップ論と「新しい福祉」

ただし、そうした条件の内容は視座ごとに異なる。表3は本稿で言及した視座とその近代的シティズンシップ批判をまとめたものである。単純化が過ぎることを覚悟のうえで、表の順番にそって各視座が要請する「市民になるための条件」（実践・義務・倫理）を整理してみたい。

新自由主義と「第三の道」が求めるのは、経済市場への参加という実践であり、社会権と引き替えの就労・求職活動・職業訓練の（互恵的）義務、家族・共同体に対する責任、そして勤労倫理であ

る。市民共和主義は、こうした実践・義務・倫理の重視という現代シティズンシップ論の「原型」をなしている。多文化主義は、文化的・民族的少数派の差異やアイデンティティの「承認」という倫理、異質な他者の文化を尊重しあう義務と実践を求める。フェミニズムは、相互に依存する脆弱な市民どうしの「ケア」の倫理や、具体的な相手の必要を充足する義務や応答責任を求める。コスモポリタニズムは、地球市民的な倫理としての「シビリティ」に依拠し、多文化主義と同様、他者を配慮する義務や実践を求める。環境主義は、そのポストコスモポリタン・バージョンについていえば、フェミニスト的な倫理に依拠し、空間的・時間的に非対称な環境破壊に対する非契約的で非互恵的な（単純化していえば、取引や交換ではない一方通行の）義務と責任を求める。

こうした各視座の要請は、「福祉」のあり方にも及んでいく。現代シティズンシップ論とそれが依って立つ政治的視座は、表3に例示したような新しい「福祉」を支持するだろう。¹²⁾表に例示した「新しい福祉」の共通点は、自由主義的な「福祉」

表4 福祉追求の三層モデル

福祉国家 (制度)	福祉国家には、これまで通り、社会的シティズンシップを保障することにより、公民的・政治的シティズンシップを実質化させ、資本制と民主制との両立を図っていくことが期待される。シティズンシップを構成する権利と義務の内容は、福祉市民が形成する福祉社会のあり方に左右される。
福祉市民 (存在)	福祉市民は、福祉国家との「縦の関係」を生きつつ、他の市民との「横の関係」としての福祉社会を創出する主体として捉えうる。「欲求wants」や「需要demands」ではなく「必要needs」に基づく政治的な要求と実践が、「福祉的な」市民という存在を特徴づける基盤となる。
福祉社会 (行為)	福祉社会は、福祉市民の能動的で相互的な行為と関係によって(再)生産される一方で、そうした行為と関係を制約したり可能にしたりする構造として捉えうる(Giddens 1993=2000)。福祉社会には、各種の現代シティズンシップ論が求める「福祉」を追求する場として、脱領域的な展開が見込まれる。

出典：筆者作成。

への批判や代替案たろうとしている点に見いだせる。これら「新しい福祉」のどれもが、福祉国家の目標を再検討するうえでは示唆的であり、それらが社会的シティズンシップの脱「国民」化と多様化・柔軟化〔堀江(2002), p.297〕を要請していることは明白である。だが、こうした「福祉」を追求する主体とその条件としての「倫理」を前景化させてきた現代シティズンシップ論は、福祉国家の目標の「論じ方」じたいに変更を迫っていることを看過してはならない。最後に、現代シティズンシップ論が、福祉国家の目標に関していかなる「論じ方」を求めているのかについて試論を示し、結びに代えたい。

3 結論に代えて：福祉国家の目標の「論じ方」に関する試論

ここまで述べてきた現代シティズンシップ論の「徳倫理的転回」は、福祉国家の目標を、表4に示したモデルのもとで検討するような「論じ方」を求めていると考えられる。このモデルは、シティズンシップを実効化する制度の領域としての「福祉国家」、シティズンシップを体現する存在(主体)の領域としての「福祉市民」³⁾、そしてこの福祉市民が織りなす行為の領域としての「福祉社会」の三層から構成される。

これまで福祉国家研究では、福祉国家と福祉社会とが対抗関係や補完関係にある福祉追求領域として語られてきた〔Robson(1976=1980)；Rodger(2000)；武川(2007)〕。だがそれらはどちらも福祉追求の空間的「領域」であり、その二元論では「主体」という存在の領域が不可視化ないし後景化されやすい。両者のあいだに「福祉市民」をさ

しはさんで三層のモデルを描くことは、市民という「主体」とその「倫理」を前景化させてきた現代シティズンシップ論の要請に適うと思われる¹⁴⁾。

またこのモデルでは、依然として福祉国家に対して社会的シティズンシップの制度的保障が求められている。そして、商品化された労働力の「脱商品化」(賃労働・市場からの自由, 生活資源の平等)と、ジェンダー化・家族化された社会関係の「脱家族化」(無償労働・家族からの自由, ジェンダー平等/脱ジェンダー化)が期待されている〔Esping-Andersen(1990=2001)；武川(2007)；田中(2011)〕。ただし、「社会的必要を充足しケイパビリティを高めるように設計された給付とサービスの供給に結びついている権利と義務」〔Taylor-Gooby(2009), pp.4-5〕としての社会的シティズンシップの内容に、いかなる権利と義務を含めるかは、福祉市民がどのような福祉社会を追求・形成していくかに大きく左右されると想定している。さらに、そうした権利と義務の関係を、互恵的とすべきか非互恵的とすべきかという論点〔田村(2007)〕についても、「必要解釈の政治」〔Fraser(1989)〕をはじめとする福祉市民の政治的な要求や実践に依拠することになると考えられる。

以上、結論に代えて、現代シティズンシップ論の「徳倫理的転回」が、福祉国家の目標をめぐっていかなる「論じ方」を迫っているのかについて試論を述べた。この荒削りなモデルの彫琢は今後の課題としたい。

注

- 1) 一括して概念整理をしておきたい。シティズンシップにはこれまで「市民権」「市民性」「市民資格」「国籍」などの訳語が当てられてきた〔岡野(2009), p.21; 木前他編(2012), p.14〕。このことは、訳語が定められないくらいに多義的で論争的な概念であることを示唆している。くわえてそれは「市民であるとはどういうことか」を経験的に捉えるための記述的概念としても、また「市民はどうあるべきか」を理念的に構想するための規範的概念としても用いられる。シティズンシップの構成要素としてマーシャルは「権利」を強調したが〔Marshall & Bottomore (1992=1993)〕、「権利」「義務」「参加」「アイデンティティ」といった要素をあげる者もある〔Delanty (2000=2004)〕。このようにシティズンシップは多様な要素を含むものとして概念化されてきたが〔篠原(2008), p.35〕、それは「市民であることの条件」としても、「市民になるための条件」としても理解されている。そうした「条件」としては、上記の構成要素としてあげられたもの以外に、たとえば責任、エージェンシー、能力、徳性、資質、帰属意識、実践などが重視されている。
- 2) シティズンシップ研究はこうした福祉国家の史的展開を背景としている。その動向を概観しておく。マーシャルによって定式化されたシティズンシップは、1950年代から1960年代にかけて福祉国家が「黄金期」を迎えるなかで、福祉(社会政策・福祉国家)研究の基本タームとして定着したが、その規範的意義は自明視された。福祉国家の「危機」が喧伝された1970年代以降、そのあり方をめぐって批判と擁護の応酬が繰り返され、1990年代には、福祉国家を擁護する文脈でマーシャルのシティズンシップ論が「再発見」された〔堀江(2002), p.278〕。と同時に、東欧革命後の「市民社会」ブームを契機にシティズンシップは政治思想上の「流行語」となった〔Kymlicka (2002=2005), p.284=p.414〕。そして現在、シティズンシップ論は、グローバル化や脱工業化をもたらす社会変容を理解・分析し、新たな展望を描いていくための学際的研究領域を形づくっている。近年ではコンセプトとしての多様化が著しく、グローバル、トランスナショナル、フェミニストといったシティズンシップを飾る「形容詞の蔓延」が常態化ようになってきている〔Kivisto & Faist (2007), p.2〕。日本でもシティズンシップ研究は福祉研究の主題として定着をみているが、2000年代以降は学際的関心事となり数多くの研究が蓄積されている〔松田他編(2008); 岡野(2009); 藤原・山田編(2010); 木前他編(2011); 木前他編(2012)〕。
- 3) こうした再定義の背景をなす福祉国家とシティ

ズンシップとの関係について、G.エスピン-アンデルセンは、福祉国家とは、社会政策を実施する国家以上のものであって、社会的シティズンシップによって階級的分断を架橋する「ユニークな歴史的構築物」であると指摘している〔Esping-Andersen (1999=2000), p.34=p.64〕。また、シティズンシップはしばしば福祉国家の発展を支える理念や基盤とされてきた〔伊藤(1996), p.39; 堀江(2002), p.278〕。金田耕一は、シティズンシップの拡大により「社会的平等」が実現し、「貧困者や病人、失業者などが生活リスクから解放され、市民としての生活を享受するライフチャンスが幸運なひとと不運なひとのあいだで平等化された」ことに加えて、それが「国民意識」と国家への「帰属意識」を形成することで「社会統合」をもたらしたことの意義を強調している〔金田(2000), p.135〕。こうした社会的要素を含むまでに拡大したシティズンシップには、国民的アイデンティティの形成を促し、差異ある人々や排除された人々を、共通の「国民文化」へと包摂・統合することが期待されたのである。

- 4) マーシャルの議論の要点は次のようになる。①シティズンシップは、公民的(civil)、政治的(political)、社会的(social)の三要素からなる。②公民的要素は、「個人の自由のために必要とされる諸権利」からなり、「人身の自由、言論・思想・信条の自由、財産を所有し正統な契約を結ぶ権利、裁判に訴える権利」をふくむ。③政治的要素は、「政治的権威を認められた団体の成員として、あるいはそうした団体の成員を選挙する者として、政治権力の行使に参加する権利」を意味する。④社会的要素は、「経済的福祉と安全の最小限を請求する権利に始まって、社会的財産を完全に分かち合う権利や、社会の標準的な水準に照らして文明市民としての生活を送る権利に至るまでの、広範囲の諸権利」を意味する。⑤各要素は、制度的な裏づけのある権利(公民的権利は法廷、政治的権利は議会、社会的権利は義務教育と社会サービス)として形成されていった。⑥18世紀には公民的権利、19世紀には政治的権利が登場し、その基礎のうえに20世紀に社会的権利が発達した。⑦すべての市民は、自身の階級的立場とは無関係に、他の市民(共同体のメンバー)とともに「地位の平等/平等な地位equality of status」を共有する。⑧シティズンシップには義務(労働、納税、保険料拠出)もふくまれる。
- 5) なお、「自由主義」といってもマーシャルのそれは、「社会的不平等」が「政治的平等」を台無しにしてしまうという「矛盾」を克服しようとする「社会的自由主義social liberalism」であり、古典的自由主義とは区別される〔衛藤(2003), p.16〕。

- 6) D.ヒーターは、マーシャルの議論に投げかけられた批判を、①時代的にも地理的にも「近視眼的すぎる」、②健常白人男性の権利だけに向けられた関心は「偏狭すぎる」、③社会的権利の進歩について「楽観的すぎる」、④権利を3種類としたことが「単純すぎる」、⑤権利発達の段階的な見方は「非歴史的すぎる」、という5つに分類したうえで、これらの批判は公平さに欠けるところがあるとの論評を加えている〔Heater (1999=2002), pp.18-22=pp.33-39〕。P.ダウヤーもまた、マーシャルの研究に対して、「社会権の定義が曖昧である」、「社会権のコストが考えられていない」、「普遍性が限定的である」、「ジェンダー、障害、『人種』などに関して排他的なところがみられる」、「シティズンシップが連続的に発達するという理論は失効した」、「イギリス中心である」、「ラディカルさが不足している」、「見当違いの楽観主義に陥っている」、「義務よりも権利を優先することで受動性を助長している」、「時代遅れの理論である」といった批判がなされてきた、と指摘している〔Dwyer (2010), p.46〕。
- 7) マルクス主義の立場からは、福祉国家による社会的シティズンシップの保障は、表面的な貧困救済によって結果的に階級的搾取を支えることで資本主義の延命に手を貸す一方で、不平等や抑圧の構造的な原因を不可視化させ、労働者階級による変革の芽を摘んでしまう、といった批判がなされてきた〔Gough (1979=1992); Dwyer (2010), pp.56-58〕。マルクス主義にとっては、法的・政治的な形式的平等は経済的・社会的な不平等の埋め合わせにはなりえず、実質的なシティズンシップの実現は資本主義のもとでは不可能であると考えられてきた〔Schnapper (2006=2012), pp.96-102〕。また、シティズンシップの公民的要素のみが本質的であり、個人や家族の責任を免除してしまう社会的要素は無用である以上に有害なものだと考える新自由主義の立場からは、福祉国家による社会権の保障は、反社会的で怠惰な人々（アンダークラス）による福祉依存を助長する一方で、保障のための費用徴収が、個人の努力を公正に報いる市場の原理を台無しにしてしまう、といった批判がなされてきた〔Heater (1999=2002), pp.24-28=pp.45-50; 亀山 (2011), pp.43-45; Dwyer (2010), pp.62-68〕。こうした左派や右派とはまた別の立場からも、シティズンシップに対して根源的な批判が投げかけられてきた〔Williams (1989); Kymlicka (2002=2005)〕。
- 8) 周知のように、こうした解決策のうち、市民所得（ベーシックインカム）の構想は、福祉国家が直面している種々の課題を視野に収めつつ、本当の意味で普遍的なシティズンシップを実現するものとして期待を集めている〔Van Parijs (1995=2009); Fitzpatrick (1999=2005); 小沢 (2002); 武川編 (2008); 山森 (2009); 堅田 (2009)〕。
- 9) 「ジェンダーによって異なった」シティズンシップの論者に分類されるパイトマンは、「家父長的な福祉国家」という論考で、男の自立と女の依存という対置をなくし、女性が「女性のままで」「男性と同様に完全な市民となるためには、『自立』『仕事』『福祉』の新たな意味と実践を創出することが重要であるとして、『社会的所得』（ベーシック・インカム）への期待を表明している〔Pateman (1989=2014)〕。
- 10) このことは、グローバル・シティズンシップ論の文脈で、しばしば社会的シティズンシップがほぼ「人権」と同じものとして扱われる点とも関わっている〔Soysal (1994), p.141; Delanty (2000=2004), p.79=p.152; Faulks (2000=2011), p.140=p.208; Joppke (2010=2013), pp.20-22=pp.31-33〕。
- 11) この点と関連して、A.ドブソンの「エコロジカル・シティズンシップ」論もまた、近代のシヴィライゼーションのやり直しを求めており、グローバル・シティズンシップ論と同種の企図をもった構想であることを指摘しておきたい。ドブソンが主張するエコロジカル・シティズンシップとは、自由主義と市民共和主義という二大潮流とは区別される「第三の潮流」としての「ポストコスモポリタン・シティズンシップ」の一形態とされる。ポストコスモポリタン・シティズンシップとは、市民どうしの「非互惠的かつ片務的な」義務を重視し、義務の遂行にあたっては公的領域と私的領域とを区別せず、フェミニスト的な徳を志向する脱領土的なシティズンシップ論である〔Dobson (2003=2006), p.82=p.102〕。コスモポリタン・シティズンシップと「ポスト」コスモポリタン・シティズンシップとの主な違いは、前者が「共通の人間性」という「薄い」共同体に根ざしているのに対して、後者は「歴史的義務」という「厚い」共同体に根ざしていることにあるという。ドブソンはエコロジカル・シティズンシップを、そうした「厚い」共同体（エコロジカル・フットプリントで測定可能な物質的な環境破壊の影響をめぐる政治空間）に見いだしていく。こうしたドブソンの議論は、グローバル・シティズンシップ論を発展させていくうえでの実践的な方向性の一つを示しているといえるだろう。
- 12) 「第三の道」を除く全ての視座は、それぞれのシティズンシップ論を追求・実現させるうえで、新しい「福祉」として何らかの形態の市民所得（ベーシックインカム）構想を支持すると考えられる〔Fitzpatrick (1999=2005)〕。それゆえ市民所得はあえて表に記していない。

- 13) この「福祉市民」という主体モデルには、20世紀に資本主義国家が福祉国家へと転換したように、21世紀には自由主義的な市民が福祉市民へと転換していく、といったきわめて楽観的な見通しが込められている。福祉市民というと、福祉関連のNPOやボランティアの活動に携わる人々といったイメージが真っ先に思い浮かぶかもしれないが、人々がいかなる「徳性」をどこでどのように発揮するかは多様であり、そうした人々による「福祉」追求の場も関係も、国民国家の内部や公共空間にとどまることはないと考えられる。たとえば、ある者は途上国での児童労働に抗議する運動に身を投じながら、グローバルな正義とナショナルな分配的正義を同時追求するであろうし、またある者は種々の親密圏において具体的な他者のユニークな必要に応答しながら、ケア倫理と正義倫理を同時追求するであろう。福祉市民は、既存のあらゆる境界線（国境・国民、公と私、ジェンダー等）を超え、ときにこれを引き直そうとする倫理的主体でもありうると考えられる。いずれにせよ、現代シティズンシップ論による倫理的な義務・責任・実践を担いうる主体の前景化は、単なる主体の重視にとどまることなく、福祉国家および福祉社会という福祉追求領域と連動する主体を見据えつつ、その三つ巴の関係全体を視野に置くような分析や構想を要請している、というのが本稿の解釈である。
- 14) 体系的かつ総合的な福祉国家哲学を遺した塩野谷祐一もまた、「伝統的なシティズンシップ論の批判的展開として提起された論点は、徳ないし卓越の問題にかかわるもの」であると指摘し、本稿でいう「徳倫理学的転回」を正面に据えることの意義を強調している〔塩野谷（2002），pp.306-307〕。その主張は「『正義』は豊かな社会の基礎であり、『卓越』は豊かな社会の目的である」という一文に凝縮されている〔同上，p.382〕。福祉国家を「資本主義・民主主義・社会保障」の三者からなる政治・経済・社会体制と捉える塩野谷の壮大な議論を、スケールダウンさせて応用すれば、福祉国家・福祉市民・福祉社会は、それぞれ「正・徳・善」によって望ましが評価される「制度・存在・行為」の領域として位置づけられよう。

参考文献

- 塩野谷祐一（2002）『福祉国家』法律文化社。
- 有賀美和子（2011）『フェミニズム正義論：ケアの絆をつむぐために』勁草書房。
- 伊藤周平（1996）『福祉国家と市民権：法社会的アプローチ』法政大学出版局。
- 伊藤恭彦（2010）『貧困の放置は罪なのか：グローバルな正義とコスモポリタニズム』人文書院。
- 衛藤幹子（2003）「ジェンダーの政治学（上）：シティズンシップの構想とエージェンシー」『法学志林』100(3), pp.1-39。
- 衛藤幹子（2004）「ジェンダーの政治学（上）：シティズンシップの構想とエージェンシー」『法学志林』101(3), pp.5-44。
- 岡野八代（2009）『増補版・シティズンシップの政治学：国民・国家主義批判』白澤社発行・現代書館発売。
- 岡野八代（2012）『フェミニズムの政治学：ケアの倫理をグローバル社会へ』みすず書房。
- 小沢修司（2002）『福祉社会と社会保障改革：ベーシック・インカム構想の新地平』高管出版。
- 堅田香緒里（2009）「ベーシック・インカムとフェミニスト・シティズンシップ：脱商品化・脱家族化の観点から」一般社団法人日本社会福祉学会『社会福祉学』50(3), pp.5-17。
- 亀山俊朗（2006）「シティズンシップの変容と福祉社会の構想」『福祉社会学研究』vol.3, 東信堂, pp.85-104。
- 亀山俊朗（2007）「シティズンシップと社会的排除」福原編著，第3章，pp.74-100。
- 亀山俊朗（2012）「近代的シティズンシップの成立と衰退」木前他編著，第1章，pp.21-49。
- 金田耕一（2000）『現代福祉国家と自由：ポスト・リベラリズムの展望』新評社。
- 木前利秋・亀山俊朗・時安邦治編著（2011）『変容するシティズンシップ：境界をめぐる政治』白澤社発行・現代書館発売。
- 木前利秋・時安邦治・亀山俊朗編著（2012）『葛藤するシティズンシップ：権利と政治』白澤社発行・現代書館発売。
- 齋藤純一・宮本太郎・近藤康史編『社会保障と福祉国家のゆくえ』ナカニシヤ出版。
- 塩野谷祐一（2002）『経済と倫理：福祉国家の哲学』東京大学出版会。
- 篠原一（2008）「市民社会，シティズンシップ，公共空間」松田他編著『市民学の挑戦：支えあう市民の公共空間を求めて』梓出版社，第1章，pp.21-51。
- 施光恒（2007）「多文化共生世界の二つの構想：ミラーとヤング」有賀誠・伊藤恭彦・松井暁編『ポスト・リベラリズムの対抗軸』ナカニシヤ出版，pp.164-184。
- 武川正吾（1999）『社会政策のなかの現代：福祉国家と福祉社会』東京大学出版会。
- 武川正吾（2007）『連帯と承認：グローバル化と個人化のなかの福祉国家』東京大学出版会。
- 武川正吾編著（2008）『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』法律文化社。
- 田中拓道（2011）「脱商品化とシティズンシップ：

- 福祉国家の一般理論のために』『思想』No.1043, 岩波書店。
- 田村哲樹 (2007) 「シティズンシップ論の現在: 互恵性概念を中心に」杉田敦編『岩波講座 憲法3: ネーションと市民』岩波書店, pp.137-164。
- 内藤正典・岡野八代編著 (2013) 『グローバル・ジャスティス: 新たな正義論への招待』ミネルヴァ書房。
- 福原宏幸編著 (2007) 『社会的排除/包摂と社会政策』法律文化社。
- 藤原孝・山田竜作編 (2010) 『シティズンシップ論の射程』日本経済評論社。
- 堀江孝司 (2002) 「シティズンシップと福祉国家」宮本太郎編著『講座・福祉国家のゆくえ1: 福祉国家再編の政治』ミネルヴァ書房, 第8章, pp.277-305。
- 松田昇・小木曾洋司・西山哲朗・成元哲編著 (2008) 『市民学の挑戦: 支えあう市民の公共空間を求めて』梓出版社。
- 宮本太郎編著 (2002) 『講座・福祉国家のゆくえ1: 福祉国家再編の政治』ミネルヴァ書房。
- 宮本太郎 (2013) 『社会的包摂の政治学: 自立と承認をめぐる政治対抗』ミネルヴァ書房。
- 山田竜作 (2010) 「グローバル・シティズンシップの可能性: 地球時代の「市民性」をめぐる」藤原孝・山田竜作編 (2010) 『シティズンシップ論の射程』日本経済評論社, pp.247-293。
- 山森亮 (2009) 『ベーシック・インカム入門: 無条件給付の基本所得を考える』光文社新書389。
- Bulmer, M and Rees, A. (1996) *Citizenship Today: The Contemporary Relevance of T. H. Marshall*, London: UCL Press.
- Crick, B. (2000) *Essays on Citizenship*, Continuum: London. (=関口正司監訳『シティズンシップ教育論: 政治哲学と市民』法政大学出版局, 2011年.)
- Delanty, G. (2000) *Citizenship in a Global Age*, London: Open University Press. (=G.デランティ著, 佐藤康行訳『グローバル時代のシティズンシップ: 新しい社会理論の地平』日本経済評論社, 2004年.)
- Dobson, A (2003) *Citizenship and the Environment*, Oxford: Oxford University Press. (=A. ドブソン著, 福土正博・桑田学訳『シティズンシップと環境』日本経済評論社, 2006年.)
- Dwyer, P. (2010) *Understanding Social Citizenship: themes and perspectives for policy and practice*, second edition, Bristol: Policy Press.
- Esping-Andersen, G. (1990) *The Three World of Welfare Capitalism*, Oxford: Basil Blackwell. (=G. エスピン-アンデルセン著, 岡沢憲美・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界: 比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房, 2001年.)
- Faulks, K. (2000) *Citizenship*, London: Routledge. (=K. フォークス著, 中川雄一郎訳『シティズンシップ: 自治・権利・責任・参加』日本経済評論社, 2011年.)
- Fineman, M. A. (2004) *The Autonomy Myth: A Theory of Dependency*, New York: The New Press. (=マーサ・ファインマン著, 稲田信子・速水葉子訳『ケアの絆: 自律神話を超えて』岩波書店, 2009年.)
- Fitzpatrick, T. (1999) *Freedom and Security: An Introduction to the Basic Income Debate*, London: Macmillan. (=T. フィッツパトリック著, 武川正吾・菊地英明訳『自由と保障』勁草書房, 2005.)
- Fitzpatrick, T. (2003) *After the New Social Democracy: Social Welfare for the Twenty-first Century*, Manchester University Press.
- Fraser, N. (1989) *Unruly Practices: Power, Discourse and Gender in Contemporary Social Theory*, Cambridge: Polity Press.
- Fraser, N. (1997) *Justice Interruptus: Critical Reflections on the 'Postsocialist' Condition*, London: Routledge. (=ナンシー・フレイザー著, 仲正昌樹監訳『中断された正義: 「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』御茶の水書房, 2003年.)
- Fraser, N. (2008) *Scales of Justice: Reimagining Political Space in a Globalizing World*, Cambridge: Polity Press. (=ナンシー・フレイザー著, 向山恭一訳『正義の秤: グローバル化する世界で政治空間を再想像すること』法政大学出版局, 2013年.)
- Giddens, A. (1993) *New Rules of Sociological Method: A Positive Critique of Interpretative Sociologies*, second edition, Cambridge: Polity Press. (=アンソニー・ギデンズ著, 松尾清文・藤井達也・小幡正敏訳『社会学の新しい方法規準: 理解社会学の共感的批判』而立書房, 2000年.)
- Giddens, A. (1994) *Beyond Left and Right: The Future of Radical Politics*, Cambridge: Polity Press. (=アンソニー・ギデンズ著, 松尾清文・立松隆介訳 (2002) 『左派右派を超えて: ラディカルな政治の未来像』而立書房, 2002年.)
- Gough, I. (1979) *The Political Economy of the Welfare State*, Macmillan. (=I. ゴフ著, 小谷他訳『福祉国家の経済学』大月書店, 1992年.)
- Heater, D. (1999) *What Is Citizenship?*, Cambridge: Polity Press. (=D. ヒーター著, 田中俊朗・関根政美訳『市民権とは何か』岩波書店2002年.)
- Joppke, C. (2010) *Citizenship and Immigration*, Cambridge: Polity Press. (=C. ヨブケ著, 遠藤乾他訳『軽いシティズンシップ: 市民, 外国人, リベラ

- リズムのゆくえ』岩波書店、2013年。）
- Kittay, E. F. (1999) *Love's Labor: Essays on Women, Equality, and Dependency*, Loutledge. (=エヴァ・フェダー・キテイ著、岡野八代・牟田和恵監訳『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社発行、現代書館発売、2010年)
 - Kivisto, P. and Faist, T. (2007) *Citizenship: Discourse, Theory, and Transnational Prospects*, Blackwell.
 - Kymlicka, W. and Norman, W. eds. (2000) *Citizenship in Diverse Societies*, Oxford University Press.
 - Kymlicka, W. (2002) *Contemporary Political Philosophy: An Introduction*, second edition, Oxford University Press. (=W. キムリッカ著、千葉真・岡崎晴輝訳者代表『新版・現代政治理論』日本経済評論社、2005年.)
 - Lister, R. (2003) *Citizenship: Feminist Perspectives*, second edition, New York University Press.
 - Mackenzie, C., Eogers, W. and Dodds, S. (eds.) (2014) *Vulnerability: New Essays in Ethics and Feminist Philosophy*, Oxford University Press.
 - Marshall, T. H. (1981) *The Right to Welfare and Other Essays*, Heinemann Educational Books. (T. H. マーシャル著、岡田藤太郎訳『福祉国家・福祉社会の基礎理論』相川書房、1989年.)
 - Marshall, T. H. and Bottomore, T. (1992) *Citizenship and Social Class*, London: Pluto Press. (=T. H. マーシャル著、岩崎信彦・中村健吾訳『シティズンシップと社会的階級：近現代を総括するマニフェスト』法律文化社1993年.)
 - Mouffe, C. (1993) *The Return of the Political*, London: Verso. (=シヤンタル・ムフ著、千葉他訳『政治的なるものの再興』日本経済評論社、1998年.)
 - Pateman, C. (1989) *The Disorder of Women*, Cambridge: Polity Press. (=C. ペイトマン著、山田竜作訳『秩序を乱す女たち？：政治理論とフェミニズム』法政大学出版局2014年.)
 - Pierson, C. (2006) *Beyond the Welfare State?: The new political economy of welfare*, third edition, Cambridge: Polity Press.
 - Rawls, J. (2001) *Justice as Fairness: A Restatement*, Harvard University Press. (=ジョン・ロールズ著、田中成明・亀本洋・平井亮輔訳『公正としての正義 再説』岩波書店、2004年.)
 - Ruddick, S. (1989) *Maternal Thinking*, Boston: Beacon Press.
 - Robson, W. (1976) *Welfare State and Welfare Society*, George Allen and Unwin (=ウィリアム・ロブソン著、辻清明・星野信也訳『福祉国家と福祉社会』東京大学出版会、1980年.)
 - Rodger, J. (2000) *From a Welfare State to a Welfare Society: The Changing Context of Social Policy in a Postmodern Era*, London: Macmillan.
 - Russell, D. C., ed. (2013) *The Cambridge Companion to Virtue Ethics*, Cambridge University Press. (=ダニエル・C・ラッセル編、立花幸司監訳、相澤康隆・稲村一隆・佐良土茂樹訳『ケンプリッジ・コンパニオン徳倫理学』春秋社、2015年.)
 - Schnapper, D. (2006) *Qu'est-ce que la citoyenneté?*, Paris: Gallimard. (=ドミニク・シュナペール著、富沢克・長谷川一年訳『市民権とは何か』風行社、2012年.)
 - Singer, P. (2002) *One World: The Ethics of Globalization*, second edition, Yale University Press. (=ピーター・シンガー著、山内友三郎・樫則章監訳『グローバリゼーションの倫理学』昭和堂、2005年.)
 - Soysal, Y. N. (1994) *Limits of Citizenship: Migrants and Postnational Membership in Europe*, Chicago: University of Chicago Press.
 - Taylor-Gooby, P. (2009) *Reframing Social Citizenship*, Oxford University Press.
 - Van Parijs, P. (1995) *Real Freedom for All: What (if anything) can Justify Capitalism?*, Oxford University Press. (=フィリップ・ヴァン・パリース著、後藤玲子・齊藤拓訳『ベーシック・インカムの哲学：すべての人にリアルな自由を』勁草書房、2009年.)
 - Voet, R. (1998) *Feminism and Citizenship*, London: Sage.
 - Williams, F. (1989) *Social Policy: A Critical Introduction*, Cambridge: Polity Press.
(あくつ・よういち 日本女子大学准教授)